平成２２年（フ）第９５７号
千葉市美浜区真砂５丁目17番２棟206号
債務者　天野　亜希
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９６８号
千葉市花見川区花見川７番18棟207号
債務者　内藤　智恵
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７２号
千葉県市川市真間５丁目６番26号
債務者　高橋　美紀
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９７９号
千葉市花見川区西小中台５番10棟305号　佐藤**烜**九郎方、住民票上の住所埼玉県春日部市備後東２丁目５番34号
債務者　前田　陽子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９８５号
千葉県八千代市八千代台北12丁目８番３号　ピュアハウス八千代台北203
債務者　戸田　充範
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９７号
千葉市緑区あすみが丘４丁目34番地45　ハイツエルＢ棟101
債務者　久保田和宏
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３５号
千葉県市川市本塩10番10号　イン行徳202号
債務者　森　　栄一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０３号
新潟県柏崎市大字安田3459番地　サンコーポＢ101、前住所宮崎県日南市大字東弁分甲1786番地２
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２０３４号
名古屋市中川区東春田２丁目182番地　レオパレスＭ＆Ｙハルタ Ⅱ102号
債務者　黒部　秀一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１９号
名古屋市千種区千代が丘１番107―301号　千代が丘団地
債務者　小島　由美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３９４号
愛知県東海市富木島町西長口79番地の２
債務者　前田　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５６７号
愛知県愛西市日置町壱の割58番地　ハビテーションＳ203号
債務者　田畑　鶴道
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７号
愛知県安城市住吉町７丁目19番地21
債務者　松永　卓也
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０５号
愛知県豊田市錦町１丁目50番地　サープラスワン錦107号、旧住所愛知県豊田市金谷町４丁目38番地　メゾン宮川５号
債務者　楠井　英雄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
愛知県豊田市大島町片平88番地３、旧住所愛知県豊田市堤町宮畔63番地　県営４―104号
債務者　舛田小夜子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
岡山県倉敷市真備町岡田1069番地９
債務者　本行　浩之
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
長崎県長崎市東小島町９番６号　東小島コーポ301号
債務者　小田　文子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係